

保護者各位

西東京市教育委員会  
西東京市立明保中学校

令和7年度西東京市立小・中学校の治癒証明書の取扱いの変更について

日頃より、学校保健事業に対するご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

**令和7年度**からの小・中学校での治癒証明書の取扱いについて、下記の通り変更いたします。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

※市外医療機関を受診する場合には、学校へご相談ください。

記

1 これまでの治癒証明書の運用について

西東京市では、学校保健安全法に規定がある学校感染症(新型コロナウイルス感染症を除く)に罹患した際には、感染拡大防止を目的として、医師が発行する治癒証明書を学校に提出することにより出席停止の解除を行っておりました。

2 インフルエンザの取扱いについて

インフルエンザについては、これまでの治癒証明書を廃止し、療養証明書に変更します。療養証明書は、インフルエンザ診断時に証明をいただくものとなりますので、これまでのように治癒を確認するための通院は不要となります。また、療養証明書の発行については保護者様の費用負担はありません。療養証明書の様式は西東京市内各医療機関に配布しております。また、市ホームページに4月に掲載予定です。療養証明書の保護者記載欄に必要事項を記載のうえ、学校に提出することにより出席停止が解除となります。

3 新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、これまで治癒証明書は不要としておりましたが、インフルエンザと同様、療養証明書を提出することとします。療養証明書の様式は、インフルエンザと併用となります。

4 その他の学校感染症について

学校保健安全法に規定があるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く学校感染症(プール熱、水痘等)については、これまでと同様、治癒証明書の提出が必要となります。

お問い合わせ先

西東京市教育委員会学務課保健給食係  
042-420-2825 (直通)

## 西東京市医師会に加盟していない医療機関にかかった場合

その医療機関にある「治癒証明書」に記入していただくと文書料がかかることがありますので、本校ホームページから「治癒報告書」をダウンロードしていただき、保護者の方が記入していただくことで治癒証明書に代えることができます。登校時お子さまにお持ちください。

### 学校において予防すべき感染症

#### 第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

#### 第二種感染症

百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

#### 第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

#### その他の感染症

〈溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、感染性胃腸炎〉